

問い合わせ 廃棄物対策課 ☎0133

—平成28年度のごみ処理状況—

廿日市市の過去5年間の年間ごみ排出量は、3万5867t～3万6753tで推移しています（下図参照）。大部分を占める燃やせるごみは、平成27年度までは増加していましたが、家庭ごみは平成28年度に約2%減少しました。これは、市民の皆さんのごみ減量の取り組みの成果と考えています。

一方で、燃やせるごみの内の約2割が、分別すれば再生可能なごみや、食べきれなかった食品でした。ご

みを減らすために「無駄な食材などを買わない」「食べ残しをしない」「生ごみの水を切る」「雑がみを資源ごみとして出す」など小さなことからでも、ぜひ取り組みましょう。

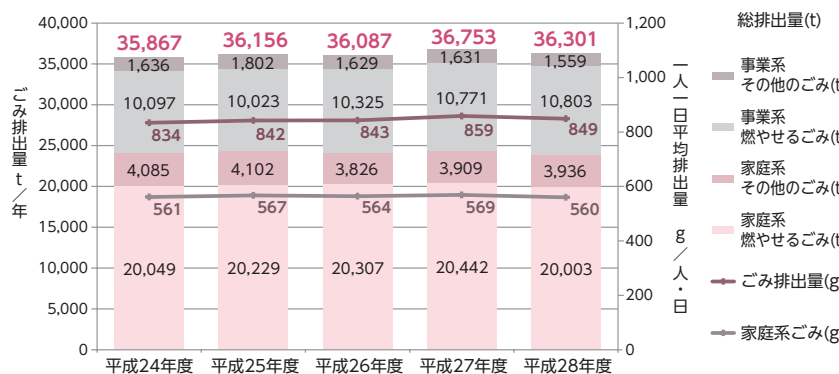
また、平成28年度のごみ処理と維持管理経費は、年間約18億円かかっています。これを市民1人あたりに換算すると約1万5000円、ごみ1tあたりでは約4万9000円です。ごみ1tあたりの処理費の内訳をみると、収集運搬費1万1000円、中間処理費（※1）3万4000円、最終処分費（※2）1000円、その他経費3000円となります。

中間処理費は、合併前のごみ処理体制を継承し、複数の施設で処理を行っているため、費用の割合が高くなっています。このことから、ごみ処理施設を集約し、効率的な処理を行うため、平成31年度の稼働を目標に、次期一般廃棄物処理施設の整備を行っています。

これからも一人一人の身近な取り組みでごみを減らしましょう。

（※1）中間処理…ごみを燃やしたり、破碎・選別したりしてできるだけ小さく、軽くし、最終処分したあとも環境に悪い影響を与えないようにする処理工程
（※2）最終処分…埋立処分や再生など、ごみを最終的に処分すること

ごみ排出量の推移



*グラフ中のごみ排出量には、集団回収（町内会や子ども会などが資源物を資源回収業者に直接引き渡すこと）を含まない。
家庭系ごみ：家庭から排出され、収集委託業者が運搬するごみ（=収集ごみ）
事業系ごみ：事業所から排出され、収集許可業者または事業者自らが運搬するごみ
ごみ排出量：家庭系ごみ+事業系ごみ

廿日市市で暮らす外国人の困りごと～フィリピン人の場合～

廿日市市には約1100人の外国人が暮らしています。そのうちの2割にあたる199人がフィリピン人です（平成29年9月30日現在）。今回は、日本（の廿日市市）で暮らすフィリピン人が困っていることを、それぞれの状況別に紹介します。

■日系フィリピン人

日系フィリピン人の場合、家族や仲間たちとのコミュニティの中で暮らしたり、仕事をしたりするため、日常生活で起こる問題は、お互いに助け合って解決することができます。しかし、毎日、母国語（タガログ）のみで生活をしていると、長く暮らしていても日本語がなかなか上達しません。そのため、日本語で送られてくる各種通知の内容が理解できず、手続きが遅れ、大きな問題となることもあります。また、親として学校とのコミュニケーションが取れず、子どもの教育で悩みを抱えている人もいます。

■日本人と結婚している人

日本人と結婚している人は、常に日本語に囲まれた生活をしているため、日本語の上達も早く、また、配偶者や家族が分からないことを教えてくれるので、言葉や制度の面では困ることはあまりないようです。しかし、人間関係や金銭問題などの家庭不和から生まれるDV問題や離婚などで生活環境が変わると、親権や生活費などの課題に直面し対応が難しいことがあります。

■仕事で来ている人

仕事で来ている人も、日本語ができないと困難なことが多くあります。仕事でコミュニケーションが取りにくくて苦労することもあるようです。

■日本語は難しい → ぜひ相談を！

日本語は外国人にとって知れば知るほど難しいものです。ひらがなやカタカナは読めても、漢字が読めなかったり、言葉の意味や内容が分からなかったりします。日本語が分からないと相談できる相手も限られ、困り果ててしまいます。そんな外国人のために日本語教室を定期的に開催しています。参加を希望する人は国際交流協会に連絡してください。また、日常生活の困りごとがあれば、多文化共生相談員に相談してください。



竹下 理恵さん

外国語で相談対応ができる「多文化共生相談員」を配置しています。
とき 全て 9:00～16:00
●中国語 火・木曜日 陳琳（ちん・りん）相談員
●タガログ語・英語 水・金曜日 竹下理恵相談員
ところ 市民活動センター
内容 生活情報の提供、市役所や学校、保育園での手続きなどの相談や通訳。

転入・転出・転居手続きの臨時窓口を開設します

問い合わせ 市民課 ☎0134・9135

転入・転出・転居が集中する3月下旬と4月上旬の土曜日に臨時窓口を開設します。

臨時窓口で受け付けるのは、市民課で扱う業務のみです。他機関への問い合わせや確認が必要な業務は、手続きができない場合があります。内容によっては再度来庁が必要な場合もあるため、詳しくは平日に電話などで問い合わせてください。

開設する窓口業務（次の業務以外は、市役所開庁のため行っていません）

| 主な取り扱い業務 | 問い合わせ |
|---|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ●転入、転出、転居、印鑑登録などの受け付け ※海外からの転入は取り扱いできません ●住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書などの発行 ※広域交付の住民票は除きます ●個人番号カードの交付（交付場所が本庁指定の人のみ） ※交付場所が、佐伯・吉和・大野・宮島支所の方は、来庁予定日の10日前までに各支所に連絡の上、交付場所の変更手続きをしてください ※交付時に交付通知書、通知カード、本人確認書類が必要です。詳しくは、交付通知書を確認してください ●一般旅券の交付（申請の受け付けはできません） | <p>市民課 ☎0134 ☎0135</p> |

■とき 3月31日(土)、4月7日(土) 9時～15時
■ところ 市役所1階市民課

住民異動に関する主な手続き

届け出は原則、本人か世帯主が、本人確認ができるもの（免許証・保険証・個人番号カードなど）を持参してください。
※本人か世帯主以外からの届け出には、委任状が必要です
また、下の表に記載の手続き内容は、臨時窓口だけでなく、通常窓口にもあてはまります。

| 届け出 | 転入届 廿日市市に 引っ越してきたとき | 転出届 他の市区町村へ 引っ越すとき | 転居届 廿日市市内で 引っ越したとき | 世帯変更届 世帯主や世帯構成が 変わったとき |
|-------------------------|---|---|--|------------------------------|
| 届け出期間 | 転入した日から14日以内 | 転出の前 | 転居した日から14日以内 | 変更があった日から14日以内 |
| 手続きに必要なもの (該当するもののみ) | 前住所の市区町村が発行した転出証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード、通知カード、住民基本台帳カード、印鑑（ゴム製不可） | 印鑑登録証（市民カード）、印鑑（ゴム製不可） ※海外へ転出する場合は個人番号カード、通知カードも必要 | 在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード、通知カード、住民基本台帳カード、印鑑（ゴム製不可） | 印鑑（ゴム製不可） |

※戸籍に関する届け出、埋火葬許可・火葬場使用許可の業務は時間外窓口（防災センター）で受け付けます
※転出証明書は前住所地で事前に手続きしてください
※住所変更前に戸籍の届け出をした人は、受理証明書などが必要な場合があります